

宇治田原町パブリックコメント実施要綱

平成22年3月

宇治田原町

宇治田原町パブリックコメント実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、町の政策等の策定課程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、住民の町政への積極的な参加を促進し、もって住民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「パブリックコメント」とは、住民生活に広くかかわりのある町の基本的な計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定過程において、その立案段階で考え方や内容を公表し、住民から意見及び提案（以下「意見等」という。）を求め、その提出された意見等を考慮して町が最終的な意思決定を行うとともに、その提出された意見等に対する考え方を公表する手続をいう。

（対象）

第3条 町が実施するパブリックコメントの対象は、次に掲げる計画等とする。

- （1）町政に関する基本的な計画の策定又は改廃
- （2）住民生活に広くかかわりのある基本的事項を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- （3）住民に義務を課し又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- （4）その他町が必要と認めるもの

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、町は、計画等が次のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定を適用しない。

- （1）迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
- （2）軽微なものと認められる場合
- （3）法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他のパブリックコメントに準ずる手続を行う場合
- （4）地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する場合
- （5）町税、分担金、使用料、手数料その他の徴収金の額又は徴収方法に関する場合
- （6）審議会等がパブリックコメントに準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って町が意思決定を行う場合

（計画等の案の公表）

第5条 町は、計画等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。

2 町は、前項の規定により計画案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- （1）計画等の案の趣旨、目的及び背景
- （2）計画等の案の概要
- （3）計画等の案を審議会の審議等に付した場合にあっては、当該審議会の概要
- （4）住民が計画等の案を理解するために必要と認められるもの

（公表の方法等）

第6条 前条の規定による計画等の案及び資料の公表は、担当課等窓口での配布又は閲覧、町ホームページへの掲載のほか、必要に応じ町広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法により行い、広く住民に周知するよう努めるものとする。

（意見等の提出）

第7条 町は、住民が意見等を提出するための必要な期間として、公表を開始した日から原則30日以上の間を設けるものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- （1）郵便等による書面の提出
- （2）ファクシミリによる送信
- （3）電子メールによる送信
- （4）町が指定する窓口への書面の持参
- （5）その他町が適当と認める方法

3 町は、意見等を提出しようとする住民に対し住所又は所在地及び氏名又は団体名を明らかにするよう求めるものとする。

（意見等の取扱い）

第8条 町は、前条の規定により提出された意見等を考慮し、計画等の策定の意思決定を行うものとする。

2 町は、計画等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、宇治田原町情報公開条例（平成13年条例第1号）第8条各号に規定するものは、この限りではない。

- （1）提出された意見等の概要
- （2）提出された意見等に対する町の考え方
- （3）計画等の内容を修正した場合の当該修正の内容

3 町は、前項の公表において、計画等の策定に関係のない意見等や単に賛否のみを明らかにしているものは省略することができる。

- 4 町は、第1項の計画等の策定の意思決定を行うときは、条文整理等の軽微なものに限り公表しないで計画等の案を修正することができる。
- 5 第2項の公表の方法については、第6条の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第9条 町は、パブリックコメントの実施状況を取りまとめて、町ホームページに掲載し、公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。